

# 悪質商法に関する相談は消費生活センターへ 甘い誘い、うまい話にご用心！

悪質業者は手を替え、品を替え、次から次へと新たな手口でだまそうと  
してきます。被害にあわないためには「一人で判断しない」「世の中にう  
まい話はないと思う」「理解できない話には手を出さない」ことが大切です。  
困ったときはすぐに消費生活センターに相談してください。

消費生活センター  
☎995-1854

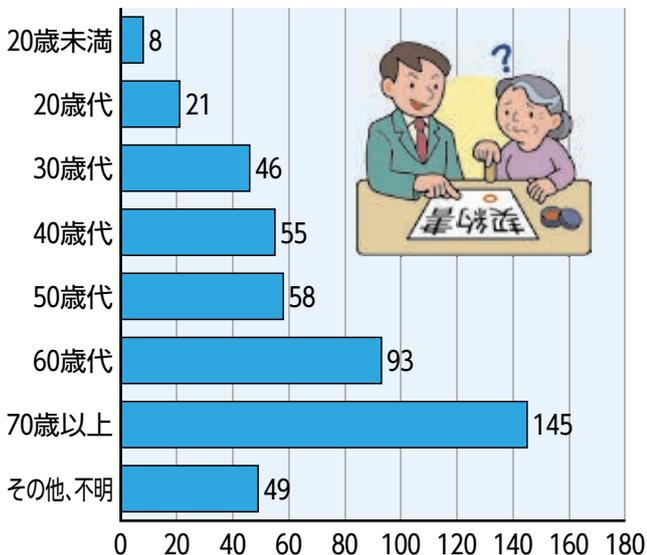
## 最も多いのはアダルトや出会い系など インターネットに関する相談

昨年度の相談件数は475件で、平成25年度より  
19件増加しました。全国的にみても相談件数は増加  
傾向にあります。昨年度多かった相談を内容別にみる  
と、アダルトサイトや出会い系サイトなどインター  
ネットの利用に関する相談が44件で最も多く、多重  
債務に関する相談の36件が続きます。そのほかにも、  
はがきやメールによる覚えのない代金請求、社債や未  
公開株の勧誘、還付金詐欺、敷金の返還、ソーラーシ  
ステムや光回線の勧誘など多種多様な相談が寄せられ  
ました。

## 全体の半数が60歳以上の相談 金融商品の勧誘や医療費の還付など

年齢別にみると、60歳以上の相談が238件で全体  
の約50%となっています。高齢者からの相談には「代  
わりに購入すれば高値で買い取る」などと、立場の違  
う複数の業者が、実態不明な金融商品や権利を電話で  
勧誘する手口も見られます。ほかにも医療費の還付や、  
心当たりのない商品代金の請求などを口実とした詐欺  
的な勧誘が目立ちました。

〈平成26年度 契約当事者の年齢別件数〉

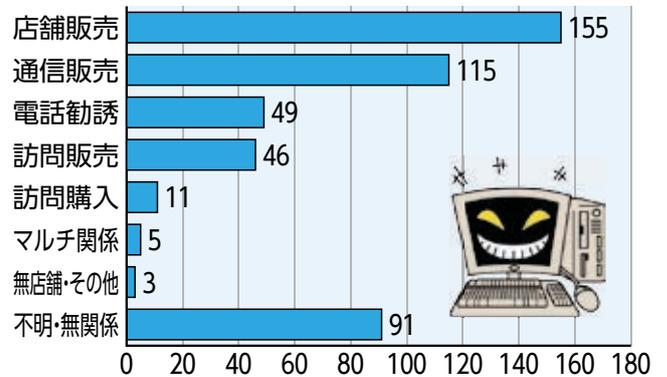


## インターネット通販のトラブル増加

購入形態でみると、電話勧誘や訪問販売が減少し、  
通信販売が増加しています。パソコンやスマートフォ  
ンの普及とともに、インターネット通販のトラブルが  
幅広い年代で増加しています。特にアダルトサイトの  
相談が目立ちます。無料だと思ってサイトを進んでい  
くと、知らないうちに登録となり料金を請求されたた  
か、料金請求画面が消えないという内容がほとんどで  
す。

また、インターネット通販では「注文した商品と違  
うものが送られてきた」、「代金を払ったのに商品が届  
かない」、「業者と連絡が取れない」という相談が増え  
ています。光回線などのインターネット接続回線、プ  
ロバイダ変更の勧誘のトラブルも目立ちます。

〈平成26年度 販売購入形態別相談件数〉



## 契約内容をしっかり確認することが大切

最近は通信販売や電話勧誘など相手の見えない契約  
や、内容が複雑でよくわからない契約が増えています。  
買った商品の種類や販売方法によっては、クーリング  
オフができない場合もあります。これは、プロバイダ  
などの契約や通信販売には法律上のクーリングオフ制  
度がないためです。十分に内容が理解できない場合、そ  
の場で承諾しないことが大切です。文書でしっかりと  
契約内容を確認してください。

よくわからないときや困ったときには、ひとりで悩  
まず、すぐに消費生活センターにご相談ください。